

## 平成29年度第1回浦安市子ども・子育て会議議事録

- 1 開催日時 平成29年7月14日（金） 18：30～20：00
- 2 開催場所 浦安市文化会館 3階 中会議室
- 3 出席者  
（委員） 大日向会長、新藤委員、男全委員、佐々木委員、吉田委員、田村委員、松田委員、  
中島委員、谷口委員、金子委員、丸山委員、田原委員、上内委員、大塚委員  
（事務局）

こども部	岡本部長、本田次長
こども課	三代川課長、早川課長補佐、並木室長、 峯崎係長、山田、鈴木
保育幼稚園課	熊川課長、今野課長補佐、関口係長
青少年課	高柳課長、平林課長補佐、石井係長
東野児童センター	河野所長
こども家庭支援センター	藤平所長
こども発達センター	河林所長

### 4 議事

- 1) 浦安市子ども・子育て会議について  
①会議の概要 (資料1-1-1、資料1-1-2、資料1-1-3)  
②会長・副会長互選
- 2) 浦安市子ども・子育て支援総合計画について  
①計画の概要および子育てを取り巻く現状 (資料 1-2-1)  
②第5章「子ども・子育て支援事業計画」の平成28年度実績報告  
(資料 1-2-2、資料 1-2-3、参考資料 1)
- 3) 認可保育園の新規開所施設の確認手続きについて (資料 1-3-1)
- 4) 浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査の実施について (資料 1-4-1)
- 5) その他 (資料 1-5-1)

### 会議経過

#### 1. 開会

事務局：本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

定刻になりましたので平成29年度第1回浦安市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

事務局：本日は、委員 15 名のうち 14 名の委員の出席があり、浦安市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項の規定により過半数を超える出席がありましたので、本日の会議が成立していることをご報告いたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。

～ 配布資料の確認 ～

お手元の次第に沿って進めさせていただきますが、その前に情報公開につきましてご案内いたします。

この会議は、浦安市情報公開条例第 23 条、浦安市附属機関等の会議の公開に関する取扱要綱第 7 条「会議の公開の方法等」により、公開を原則としており、手続きにより傍聴することができます。その際には、浦安市子ども・子育て会議の傍聴要綱を順守していただくこととなっております。

また、浦安市附属機関等の会議の公開に関する取扱要綱第 9 条「附属機関の概要の作成および公表等」により、浦安市附属機関の概要として本会議は公開されます。公開内容は、浦安市子ども・子育て会議の名称、設置根拠、設置の趣旨、必要性等、設置年月日、所管事項、公開・非公開の別、委員、所管部署となり、閲覧および HP での公開となります。

また、本日の議事録につきましても公表されます。その際は、書き起こしたものを事前に委員の皆様へ送付し、内容を確認していただいた上での公表となります。あらかじめご了承ください。

それでは、これより委嘱状の交付を行います。市長より皆様へ委嘱状をお渡しいたします。

～ 委嘱状の交付 ～

皆様、ありがとうございました。委員の任期につきましては、2 年となっております、平成 31 年の 6 月末までとなっております。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、市長よりご挨拶申し上げます。

～ 市長 挨拶 ～

事務局：ありがとうございました。

次に委員の皆様と事務局の紹介をさせていただきます。

～ 委員・事務局 紹介 ～

事務局：これから議事に移ります。

子ども・子育て会議条例第5条では、会議の議長は会長が行うこととなっておりますが、本日の議事は、会長の選出からとなります。会長の選出まで、市長に進行をお願いしたいと思います。市長よろしく願いいたします。

市長：会長選出までの仮議長として議事を進めさせていただきます。

まず、この浦安市子ども・子育て会議について、事務局よりご説明いたします。よろしく願いいたします。

## 2. 議事1：浦安市子ども・子育て会議について

事務局：子ども・子育て会議について説明させていただきます。

### ～ 事務局 説明 ～

市長：続きまして、会長の選出に移ります。

会長につきましては、浦安市子ども・子育て条例第4条第1項で、第2条2項2号の学識経験者のうちから委員の選挙により定めることとしております。この選挙の方法は、どのようにいたしましょうか。

委員：推薦によるものがいいと思います。私は浦安市の子育て施策に数多くかかわられ、また、国の子ども子育て会議の委員もされている恵泉女学園大学学長の大日向雅美さんに会長をお願いしたいと思います。

市長：ただ今、推薦によるもののご意見と、大日向雅美さんの推薦をいただきました。委員の皆様いかがでしょうか。ご異議ございませんか。

異議なしの声をいただきましたので、大日向雅美さんに会長をお願いしたいと思います。それでは、会長が選出されましたので、大日向雅美さんに議長をお譲りしたいと思いません。よろしく願いいたします。

会長：それでは、つつしんで会長職をお受けいたします。ここから市長に代わりまして進行を務めさせていただきます。

それでは、副会長の選出になりますが、どなたかご推薦をいただけますでしょうか。

委員：今日は欠席をされていますが、私は本市の子育て支援担当専門委員をされ、子育て施策に多くかかわっていただき、また国の子ども・子育て会議の委員もされている、淑徳大

学総合福祉学部教授の柏女霊峰さんをお願いしたいと思います。

会長 : ただ今、柏女霊峰さんのご推薦をいただきました。他の委員の皆様はいかがでしょうか。異議ございませんか。

ただ今、推薦いただいた柏女霊峰さんについて「異議なし」のお声をいただきましたが、本日はご欠席ですので、後日事務局より委員の総意をお伝えし、ご本人にお伝えいただくようお願いできますでしょうか。次回会議でご報告いただければと思います。

事務局 : わかりました。後日、柏女委員にお伝えし次回会議でご報告させていただきます。また市長におきましては、このあと公務がございますので、ここで退席させていただきます。市長、ありがとうございました。

会長 : それでは次第に従いまして、議事を進めたいと思います。議事2について、事務局よりご説明願います。

### 3. 議事2 : 浦安市子ども・子育て支援総合計画について

#### ～ 事務局 説明 ～

会長 : 事務局から、浦安市子ども・子育て支援総合計画についてご説明いただきました。何かご意見ご質問等ございませんか。

委員 : 11ページの9病児・病後児保育の中で、ファミリー・サポート・センター事業は評価が低いですが、今後の課題の中で「病後児扱いの利用方法について再度検討します。」と書いてあります。検討については具体的に進めていただけるのでしょうか。今のままだと実質的に病後児が利用できない状況になっていると思いますので、何卒積極的にご検討いただけるとありがたいです。

事務局 : ファミリー・サポート・センター事業の病後児預かりにつきましても、利用の際には医師の許可を必要とする条件があります。これは医師会と市が相互に話し合いを進めた上で、必要な条件として始めたものです。その条件を緩和という言葉が適切かわかりませんが、もう一度医師会の方と話し合いを進めて改善していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

委員 : 確認をさせていただきたいのを含めて3点ほどございます。最初にご説明いただいた資料1-2-1で1番最後のページでございますが計画の中間見直

しで「10パーセント以上のかい離がある場合は」というのは十分理解できるのですが、1-2歳が118パーセント超え、3-5歳の1号が110パーセントを超えているのですが、同じ10パーセント以上のかい離があるといっても、1-2歳と3-5歳は全く状況が異なるわけでごさいます、これをどのように理解されているのかということが1点でごさいます。

もう一つは、資料1-2-2（追加）の2ページ目の下の「参考」に、待機児童の数がごさいます。浦安市が今どういうカウントをしているかわかりませんが、国がおそらく来年度から新定義に変えるということで、育休中の復職意向があれば待機児童になります。この平成29年4月現在の待機児童数に対して平成30年4月1日現在の予測というのは、本来であれば新定義を前提に数字を試算すべきだと思うのですが、配慮されているかどうかについて確認をさせていただきたいというのが2点目でごさいます。

3点目でごさいますが、資料1-2-1の3-①「教育・保育提供区域の設定」の2号認定では、利用できる施設に認可幼稚園がごさいます。そうすると、最後にご説明いただいた資料1-2-3の3ページに一時預かり幼稚園型がごさいますが、その利用者数（実績）のところは1号認定は当然ですが、2号認定による利用というのがごさいます、2号認定というのはいわゆる保育所同等の保育時間が保証されていますので一時預かり幼稚園型というのは本来必要ではないと私は理解しています。ただ、いわゆる特例給付がありますので、そちらのことになるのか、ちょっと意味が分からないのでその辺について教えていただければという3点でごさいます。

事務局：1点目のかい離10パーセントにつきましては、実際に空いているところと空いていないところがあり、3-5歳児の1号認定は空いているところが比較的多くなっています。1-2歳児のかい離が大きくなっていることは、実際に1歳児の待機児童が増えている本市といたしましても課題だと認識しています。こちらの方は保育園を公募しており、この後説明いたしますが、新規開設施設の確認についてご意見をいただけたらと思います。それ以外にも数件問い合わせが来ております。実際に今後問い合わせをいただいた事業者と話を詰めていく状況ではごさいます。浦安市は保育園を建てられるような規模の土地があまりごさいませんので、難しいところではごさいますが、今後も施設の確保へ向けて努力をしていきたいと考えております。

待機児童の新定義についてですが、165名の中には育児休業中の方も含めさせていただいております。平成30年度も育児休業中の方も含めており、今後国の制度が変わらない限り、同様の定義で考えていきます。

事務局：2号認定の「確認を受けていない幼稚園」70人についてですが、計画策定時はまだ幼稚園が新制度にすぐ移行できるか不確かな部分でごさいました。当時、預かりを実施していた5園で2号認定になるような方が70名くらいいたため計画に書き入れましたが、実際にはいないということで実績が0人になりました。

委員 : 解釈の問題かもしれませんが、私学助成が残っている幼稚園の場合はそもそも2号認定の数が上がってくるということ自体がありえない話でございまして、利用者が2号認定を申請して受けたけれども、最終的に私学助成の幼稚園で預かり保育を利用したということであれば、2号認定ではなくなります。その人は認定を返していることになりまして、その辺の線引きを少し整理していただかないと誤解を招くことになると思います。何度も言いますが幼稚園は基本的に2号認定を受ける施設ではないわけですから、その辺の整理をもう一度ご検討いただければと思います。

会長 : 他にございますか。なければ、私の方から一点、細かいところなのですが、資料1-2-3の⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業で予算額が114万円で決算額が1万2千円だけというのが気になりました。生活保護のご家庭に助成は十分なのでしょうか。

事務局 : ご本人の申請がある場合に、園を通して日用品・教材費等の助成を行っています。予算額は前年度10月の時点で対象となる世帯の見込みから数字を出していますが、実際ふたを開けてみたら申請があまりなかったということです。事業評価のAは見直す必要があるかもしれません。

会長 : わかりました。他はよろしいでしょうか。  
ないようですので、それでは、議事3について、事務局よりご説明願います。

#### 4. 議事3 : 認可保育園の新規開所施設の確認手続きについて

～ 事務局 説明 ～

会長 : 只今、事務局から認可保育園の新規開所施設の確認手続きについてご説明いただきましたが、このことについてご意見ご説明等ございませんか。  
ないようですので、続きまして議事4に移りたいと思います。それでは、事務局よりご説明願います。

#### 5. 議事4 : 浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査の実施について

～ 事務局 説明 ～

会長 : 只今、事務局より浦安市子ども・子育て支援総合計画に関する基礎調査の実施についてご説明がございましたが、何かご意見・ご質問等ございますか。

委員 : これは前の調査の時と客体の数や種類は一緒ですか。

事務局 : 実際にはニーズ調査の部分では客体の数は若干少なくなっています。

委員 : 区分けは同じですか。

事務局 : 平成 25 年度は①から③の対象に同じように行っております。あともう一つ、市民意識調査として 20 歳以上の一般市民の方にも調査を行って行いましたが、今回は中間の見直しということで調査は行わず、この 3 本で行う予定でございます。

委員 : ちょっと難しいかもしれませんが、小学校 5、6 年生の保護者には聞かなくて良いということですか。児童育成クラブの需要を把握するためには、小学校 5、6 年生のお子さんそのものに聞くのは確かに必要だと思うのですが、保護者の意向も抑える必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

事務局 : 計画策定時に行った前回の調査では、小学校 5、6 年生の保護者の方にアンケートは行っていません。今回は現計画の中間見直しということで、前回と同様、児童を対象とした調査とさせていただければと思います。おそらく来年度から第 2 期の子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組むよう、国の方からも指示があるのではないかと想定されます。その際に必要があれば保護者の方にもアンケート調査を行うよう検討していきたいと思っております。

会長 : 他はよろしいですか。

委員 : 計画の対象年齢は 0 歳から 18 歳だと思いますが、ニーズ調査は主に未就学児や低学年の保護者、高学年に調査を行うとされています。特にこれに対して異論があるわけではないのですが、先ほどの 13 事業の主な対象も同様で、18 歳までと対象範囲はあるものの、中・高校生を対象としたものがみえづらく、実際は計画の主たる対象者は小学生くらいまでと理解してもよろしいのでしょうか。この会議に参加する前提として、参考までにお教えいただけますか。

事務局 : この計画は子どもと子育て支援のマスタープラン、つまり基本計画という形で 0 歳から 18 歳までを対象としています。この計画だけですべてを担っていくのは難しいと考えています。他部署が中心的に担っている計画、例えば小学生以降の学校生活などに関しましては、教育委員会を中心に個別計画を策定していますので、それを尊重し本計画にも反映するような形をとっています。ここでの議論は、未就学児や児童育成クラブなど

の放課後の児童の遊び場や生活の場など、子ども・子育て支援新制度の対象となる事業が中心となっています。

事務局：少し補足をさせてください。委員のおっしゃられた13事業に関しては未就学児や小学生を対象としてピックアップされていますが、第6章の101事業の中には18歳までのお子さんを対象とした事業が計画の中には記載されております。

今日は13事業のことについてご説明させていただきましたけれども、その他の事業に関しましても全て進行管理を行っていきますので、はっきりと13事業だけを対象とした会議ではないということをご理解のほどよろしくお願いいたします。

会長：他に何かございますか。

委員：関連で確認をさせてください。多くの自治体の場合は「子ども・子育て支援関連三法」に基づいて、放課後児童育成クラブ以外はほぼ小学校就学前の乳幼児を中心とした事業計画で、これに併せて「次世代育成支援対策推進法」に基づいた18歳までの青少年も含めた計画とこれをドッキングさせています。浦安の場合を確認したいのですが、この関連三法単独なのか、やはり次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画的なものを組み込んでいるのか、そのことによって先ほどのご質問に対するニュアンスが大分変わってくると思います。

事務局：委員のおっしゃる後者の「次世代育成支援対策推進法」も含めた計画になっております。

委員：そうであれば、計画の趣旨のところに子ども・子育て支援関連三法に加えて、次世代育成支援対策法も含めた計画だと表記した方がよいと思います。

会長：他に何かございますか。

委員：資料が戻ってしまって恐縮なのですが、3号の1-2歳の量の見込みが約1,000人、2号認定の3-5歳で2,000人ということで約1,000人の差がみられます。学齢が2学年と3学年で違うので、約1.5倍の差になりますが、1-2歳で500人ずつ、3,4,5歳で700人ずつとなるので200人の差があります。1-2歳を3号で預けて、3-5歳で1号に変わるとは考えにくい気もします。この2号認定の一学年700人くらいの量の見込みと、1-2歳児の量の見込みの500人の200人の差をどのような形で解消しようと考えていらっしゃるのか、つまり、1-2歳児の定員と3-5歳児の定員の差、特に、2歳児と3歳児の定員の差の解消に向けて、浦安市としてのお考えがあれば教えていただけますか。

事務局：2号認定と3号認定の量の見込みの差の解消についてですが、1-2歳児と3歳以上のお



子さんの保育士の確保は、1-2歳だと6対1、3歳以上だと10対1、あるいは4歳だと30対1となっております。保育士の確保あるいは施設の面積の基準がありまして、なかなか3、4、5歳と同数になるというのが難しいのですが、現在1歳の待機児童100人を超えておりますので、今後施設の確保に向けて努めていきたいと考えております。

会長 : それでは、最後になりますが、議事5「その他」についてお願いいたします。

## 6. 議事5 : その他について

事務局: 今後の開催スケジュールについてですが、今年度中にあと3回開催を予定しております。第2回は基礎調査と人口推計の速報値をまとめたものの報告として、11月下旬~12月上旬頃に開催したいと思っております。第3回は特に量の見込みと確保方策、その他の事業の修正を含めた計画案を説明したいと思っております。第4回は計画案の決定となりますので、3月下旬頃に開催したいと考えています。

開催時間は本日と同様18時30分から20時ごろの夜の時間帯になります。日時と場所につきましては現段階では未定ですので、詳細が決まり次第ご連絡いたします。

会長 : 何かご意見がございますか。

ないようですので、それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。委員の皆様にはこれからもご協力いただきたくお願いいたします。ありがとうございました。